

第8期練馬区介護保険事業計画

「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」

(令和3年度実績)

自己評価について

- ◎ … 達成できた
- … 概ね達成できた
- △ … 達成はやや不十分
- × … 全く達成できなかった

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和3年度(年度末実績)			
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	高齢者が要介護状態になることを防ぎ、健康でいきいきと暮らし続けるためには、元気なうちから健康づくりや介護予防、フレイル予防に取り組むことが重要である。 区は、介護予防を推進し、地域で高齢者を支える体制を構築するため、地域と連携した介護予防に取り組んでいる。 高齢者が気軽に集い、介護予防について学べる「街かどケアカフェ」を令和2年度までに26か所開設した。出張型事業も合わせると年間で延べ7万人が来所する場に発展している。 地域団体や区民に身近な事業者と連携して、身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組める環境の整備を進めていく。	○「街かどケアカフェ」の充実(地域が一体となって介護予防・フレイル予防に取り組む環境づくり)	①区立施設活用 2か所 ②地域サロン活用 9か所増(累計31か所) ③出張型街かどケアカフェ実施(27か所)	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	①区立施設活用 1か所開設(計5か所) ②地域サロン活用 4か所増(計25か所) ③出張型街かどケアカフェ実施(25か所)	○	地域サロン活用の街かどケアカフェについては、予定通り4か所の団体と、新しく協定を締結することができた。	<課題> 令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域サロン等の通いの場の実施が困難な状況であった。 <対応策> 感染状況の変化による練馬区方針の変更や、それに伴う事業運営の方針について、連携団体へ周知を行う。 また、実施状況について、各連携団体に確認を行い、調整を図る。
自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者の社会参加・就労支援	高齢者の約8割は要介護認定を受けていない元気高齢者である。 「練馬区高齢者基礎調査」によると、高齢者自身が高齢者だと思ふ年齢は、4人に1人が「80歳以上」と回答するなど、調査を重ねるたびに年齢が高くなっており、地域の支え手として、若々しい意識を持った高齢者の様々な場面での活躍が期待されている。 元気で意欲のある高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、高齢者が地域活動等で活躍できる仕組みを整備する必要がある。 高齢者の趣味や特技を活かし、講座や教室の講師として、地域で活躍する効果的な手法等を学べる「はつらつシニア活躍応援塾」を実施し、高齢者が地域で活躍できる場の充実を図る。	○はつらつシニア活躍応援塾(元気高齢者の社会参加の促進と活躍の場づくり)	実施	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	○修了者 47名 ○修了者を対象とした講師体験教室 28回	○	新型コロナウイルスの影響により、修了者を対象としたフォローアップ講座で中止される回もあったが、目標をおおむね達成した。 修了生の活躍の場として、はつらつセンターや敬老館の講座・教室で、講師として活動した。	<課題> ・コロナ禍であっても、より多くの応募者が受講できるような方法を検討する必要がある。 ・講座修了者の活躍の場を増やしていくことが求められている。 <対応策> ・コロナ禍であっても、より多くの応募者が受講できるように、対面方式に加えてオンラインツールを活用した非対面方式(同時開催)での講座を実施し、定員の拡大を図る。 ・講座・教室の講師として活躍できるように、はつらつセンターや敬老館に修了者名簿を配布するなど周知を図る。 ・修了生の活躍の場として、新たに児童館など高齢者が地域で活躍できる場の充実を図る。
自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	高齢者が抱える多様な健康課題に対応するため、区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施する。高齢者保健指導専門員が、個別訪問や、教室事業等の案内など、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を行う。 「練馬区高齢者基礎調査」によると、介護予防活動に取り組んでいない方のうち、4割以上の方は介護予防活動に「取り組みたい」と回答している。「高齢者みんな健康プロジェクト」を通じて、介護予防やフレイル予防の普及啓発を含む健康づくりや介護予防・フレイル予防の取組を進める。	○「高齢者みんな健康プロジェクト」の実施(より実効性の高い健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進)	実施	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	・後期高齢者糖尿病重症化予防事業 訪問支援者数 24人 ・フレイル予防訪問相談事業 訪問支援者数 38人 ・健診未受診者等訪問(ひとり暮らし高齢者等訪問支援に同行訪問) 訪問支援者数 196人	◎	訪問件数は開始前想定した人数を上回った。	<課題> 訪問対象としていない健診未受診者への対応も必要 <対応策> 通知発送による健診受診勧奨を検討。

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和3年度(年度末実績)			
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議の充実	<p>介護が必要な状態になっても、高齢者が生活の質を向上していけるよう、リハビリテーション専門職や保健師等、多職種協働により個別のケアプランを検証する地域ケア予防会議等を通じて、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントを推進している。</p> <p>地域包括支援センター単位で自立支援の検討を行う「地域ケア予防会議」、各センター区域内で課題を共有する「地域ケアセンター会議」を開催し、「地域ケア圏域会議」では、総合福祉事務所を中心に地域課題の把握等を進め、区全体の施策形成につなげている。</p> <p>地域包括ケアシステムの確立に向け、地域包括支援センターを中心とした身近な地域での高齢者支援を強化していく必要がある。</p>	○地域ケア会議の開催(自立支援・重度化防止に関する普及啓発とケアマネジメントの推進)	実施	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	<p>地域ケア推進会議 2回</p> <p>地域ケア圏域会議 4回</p> <p>地域ケア個別会議 303回</p> <p>地域ケア予防会議 51回</p> <p>地域ケアセンター会議 55回</p>	○	一部会議を書面開催となったものの、規定の会議を開催することができた。	<p><課題></p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、参集による開催が困難な時期があった。</p> <p><対応策></p> <p>一部会議を書面開催とした。</p>
給付適正化	要介護認定の適正化	<p>要介護認定者数の増加を見据えて、適正・公正・迅速に要介護認定を実施する必要がある。全自治体の認定までのプロセスやその結果をまとめた業務分析データを活用して、区の要介護認定の現状を把握し、要介護認定の判定に影響が出やすい項目や、全国平均との差が生じている項目について情報共有するために、認定調査員や審査会委員に対して研修等を行うとともに、迅速に認定調査を行えるよう体制を整備する必要がある。認定審査会の簡素化についても効果・検証を行っていく。</p>	○要介護認定の適正化	<p>・全国一律の基準に基づいた要介護認定となるよう、認定調査と認定審査の平準化に取り組む。</p> <p>・要介護認定の申請から判定までを迅速に行う体制を整え、要介護認定を遅滞なく実施する。</p>	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	<p>【認定調査】</p> <p>・新規研修:座学研修後フォローアップ(経験のある調査員による同行調査や調査票の個別点検等)を実施した。</p> <p>・実践研修:要介護認定の仕組みや適切な特記事項の記載についての理解を深めた。</p> <p>・管理者向け研修:業務分析データにより区の認定調査の傾向を提示した。</p> <p>【認定審査】</p> <p>・介護認定審査会進行ガイドを作成し、委員に対して適正な審査判定について説明した。</p> <p>・状態の維持・改善可能性にかかる審査判定の際に用いる「不安定の指標」について検討した。</p> <p>・東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課による介護保険技術的助言を受けた。</p> <p>【要介護認定の迅速化】</p> <p>・申請から判定までの事務を迅速に進めるため、業務委託内容を拡大した。</p>	○	<p>【認定調査】</p> <p>・研修により一定水準を満たす調査員の育成に努めたが、全国平均との差が生じている項目がある。</p> <p>【認定審査】</p> <p>・現任研修において進行ガイドを活用し、審査判定のステップについて審査会委員の理解を図った。</p> <p>・「不安定の指標」の検討により、状態の維持・改善可能性にかかる審査判定のステップについて再度確認した。</p> <p>・技術的助言において、「文書による技術的助言を要する事項が認められない」との評価を得た。</p> <p>【要介護認定の迅速化】</p> <p>・業務委託内容の拡大により申請から判定までの事務を整理できた。</p>	<p><課題></p> <p>【認定調査】</p> <p>・認定調査の更なる平準化が必要である。</p> <p>【認定審査】</p> <p>・研修等により、審査・判定の判断基準の更なる平準化および審査会運営の標準化が必要である。</p> <p>【要介護認定の迅速化】</p> <p>・要介護認定者数の増加に対応するために、さらに事務の効率化および体制の強化が必要である。</p> <p><対応策></p> <p>【認定調査】</p> <p>・認定調査員に対し、区の認定調査の傾向の更なる周知と研修を実施する。</p> <p>【認定審査】</p> <p>・進行ガイドを活用した審査会運営により、標準化を進める。</p> <p>・不安定の指標を再検討・作成する。</p> <p>・合議体毎の審査判定の状況を確認・分析し、平準化を進める。</p> <p>【要介護認定の迅速化】</p> <p>・申請から判定までの流れ(委託内容も含む)を再度整理し、事務の効率化を進める。</p> <p>・認定調査の委託拡充を含め、認定調査の担い手の確保と育成に努める。</p>
給付適正化	ケアプラン点検	<p>介護サービスが適正に提供されるよう、利用者の心身の状況に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認し、助言・指導を行う必要がある。</p> <p>国保連合会から提供される情報等を活用して、点検の対象とするケアプランを抽出し、訪問、面談、書面による点検方法を組み合わせ、効果的・計画的に点検を実施する。</p> <p>点検結果について、集団指導等を活用してケアマネジャー全体へ周知し、自立支援に資するケアマネジメントについて区の方考え方を共有する。</p>	○ケアプラン点検	<p>ケアプラン点検を通して、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかケアマネジャーと確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を区と共有できるようケアマネジャーを支援する。</p>	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	<p>「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドラインを活用したケアプラン点検」において、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と協力してケアプラン点検を実施した。</p>	◎	<p>・地域包括支援センターの主任介護支援専門員と協力してケアプラン点検を実施できた。</p>	<p><課題></p> <p>協力者となる事例提供の主任介護支援専門員の確保</p> <p><対応策></p> <p>以下の取り組みを継続する。</p> <p>・主任介護支援専門員を対象に説明会を実施し、協力者である主任介護支援専門員の要件、協力内容の周知等を図る。</p> <p>・協力者の要件の一つに、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドラインを活用したケアプラン点検」に事例提供を行った者という要件があるため、計画的に点検を実施する。</p>
給付適正化	住宅改修・福祉用具	<p>利用者の身体の状態に応じた必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう点検を行う必要がある。</p> <p>住宅改修の申請時に、工事の内容や必要性について書類点検を行うほか、訪問調査による実態確認も行い、訪問調査に合わせて福祉用具の利用状況も確認する。点検・調査は、専門知識を有する法人に委託して行うことで専門性を確保する。</p>	○住宅改修・福祉用具	<p>利用者の身体状況や生活環境を踏まえた、必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用を進めるため、専門性を持った効果的な点検・調査を実施する。</p>	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	<p>・福祉住環境コーディネーター、建築士、理学療法士等の資格を持った者が所属しているNPO法人に、住宅改修申請書類の審査・訪問、福祉用具貸与点検を委託により実施し、これらに基づき事業者等への指導・助言を実施した。</p>	○	<p>施工業者およびケアマネジャーへの指導・助言を行うことができた。</p> <p>実績を踏まえた課題抽出・分析が不十分であった。</p>	<p><課題></p> <p>課題抽出と分析。</p> <p><対応策></p> <p>審査等を委託しているNPO法人と課題抽出・分析の方法を検討する。</p>

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和3年度(年度末実績)			
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合	適正な介護サービスの利用と提供の方法について介護事業者に情報を提供し、不適切なサービス利用を防ぎ、介護報酬請求の適正化に取り組み、制度の安定性を高めていく必要がある。 複数月にまたがる介護報酬の支払い状況の点検、医療保険と介護保険の給付情報との突合を行い、事業者に対して適正な報酬請求を促していく。 点検の結果、請求誤りの可能性が高い事業所には確認を行い、介護報酬の算定方法について正しい理解を促し、請求誤りを未然に防止するとともに、必要に応じて請求の取り下げを求めらる。	○縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会から提供される帳票に基づき、毎月、縦覧点検および医療情報との突合を実施する。	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	5つの帳票(①居宅介護支援費縦覧チェック一覧 ②入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ③月途中要介護状態変更受給者一覧表 ④居宅介護支援再請求等状況一覧表 ⑤独自報酬算定事業所一覧表)の全件点検を行った。さらに、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表について関連部署と連携し、実地指導時の点検の一助とした。 また、医療給付の情報と介護給付の突合を実施した。 いずれにおいても、結果を基に疑義ある給付については、過誤申立等に対応した。また、毎月の定型業務に組み込み、職員が分担して点検を実施する体制とした。	◎	請求誤りがあった場合については、事業者に対して介護報酬の算定方法について正しい理解および適正な報酬請求を促すことができた。	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の異動があった際も、点検業務を着実に実施していける体制づくり。 ・点検の効果が低い帳票については、点検を行っていない。 <p><対応策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのノウハウ等を反映した業務マニュアルを活用し、業務に支障が出ないように実施していく。 ・帳票のさらなる活用のため、関連部署等への働きかけや、点検の効果が低い帳票から点検の実施を目指していく。
給付適正化	介護給付費通知	適正な介護サービスの利用について区民に情報を提供し、不適切なサービス利用を防ぎ、介護報酬請求の適正化に取り組み、制度の安定性を高めていく必要がある。 適切なサービスの利用に向けて、利用者自身が、自分の利用しているサービスや金額を確認できるよう、介護保険サービスの利用状況を通知する。 通知の見方やQ&Aを記載した文書を同封するとともに、利用者が通知内容をより理解できるよう、ケアマネジャーや介護保険施設に対して、利用者への説明協力を求める。また、居宅介護支援事業所にはアンケート調査を実施し、内容の改善に活かしていく。	○介護給付費通知	介護給付費通知を受け取った利用者が、自分の利用しているサービス内容を確認できるよう、わかりやすい通知を作成し送付する。	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	年2回(9月、翌1月)に実施した。 通知を送付する際の利用者からの問い合わせ内容および居宅介護支援事業者へのアンケート調査結果等から、通知の内容を見直し、次の通知に反映させた。	○	予定どおり2回の通知を実施することにより、利用者に対して給付費用の適正化について周知することができた。今後も通知内容の見直しを継続する。	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税法上の控除書類(医療費控除)であるとの認識を持っている利用者が多い。 <p><対応策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も毎年実施していくことで、介護給付費通知の目的を周知していく。
給付適正化	給付実績の活用	給付実績を活用し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導・育成を進めていく必要がある。 給付実績帳票については、不適切な給付がないか点検を実施するほか、実地指導の資料として活用する。 保有する給付実績データを抽出・加工して、効率的な実地指導およびケアプラン点検等に役立てていく。	○給付実績の活用	国保連合会から提供される給付実績帳票および保有する給付実績データを用いて不適切な給付の発見や、事業所への実地指導およびケアプラン点検等に活用する。	毎年度年2回(9月末の中間時点、年度末時点)計画の進捗を把握。実績を踏まえた課題と対応策の考察を踏まえ、事業の達成度や進捗を自己評価。	実地指導対象事業所を抽出する際等の一助として、4つの帳票(①居宅介護支援請求状況一覧表、②通所サービス状態の状況把握表、③運営基準減算状態の状況把握表、④定員超過・人員基準欠如状態の継続表)の活用を促進し、結果を基に疑義ある給付については、過誤申立等に対応した。また、給付実績データを加工して、実地指導の資料として活用するため関連部署に提供した。	◎	不適切な疑いのある事業所を把握し、実地指導の選定や指導の一助となるよう、必要な給付実績活用の働きかけが実践できた。	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付実績活用帳票については、縦覧点検帳票等とは異なり、不適正と直ちに指摘できる内容ではなく、直接過誤につながるもの、即座に実地指導につながるものは少ない。 <p><対応策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連から送付される給付実績活用帳票に加えて、給付実績データそのものを抽出・加工・分析して、関連部署を含め、給付適正化のさらなる活用方法について検討する。 ・マニュアルの活用や研修の機会を捉えて、知識を深めていく。